



2016年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2016年9月11日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月24日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（59歳）は、妻Bさん（50歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後から現在に至るまで、X社に勤務している。Aさんは、平成29年6月10日にX社を満60歳で定年退職する予定であり、その後は再就職はせずに、妻Bさんの就業を支えたいと考えている。そこで、Aさんは、退職後の社会保険制度について詳しく知りたいと考え、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和32年6月10日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和52年6月 昭和55年4月 平成29年6月

国民年金 任意未加入期間 34月	厚生年金保険 被保険者期間 446月
------------------------	--------------------------

20歳

22歳

60歳

平成15年3月以前の平均標準報酬月額 30万円（276月）

平成15年4月以後の平均標準報酬額 40万円（170月）

(2) 妻Bさん（会社員）

生年月日：昭和41年4月15日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和61年4月 平成元年4月 平成3年8月 平成22年4月 平成38年4月

国民年金 未加入期間 36月	厚生年金保険 被保険者期間 28月	国民年金 第3号被保険者期間 224月	厚生年金保険 被保険者期間 192月
----------------------	-------------------------	---------------------------	--------------------------

20歳

22歳

25歳

44歳

60歳

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、60歳でX社を退職し、その後再就職しない場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額（本来水準の年金額、平成28年度価額）を計算した次の計算式の空欄～に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》および下記の資料を利用すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

計算式

1. 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

$$\text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times \quad \text{月} + \quad \text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \quad \text{月} = (\quad) \text{円}$$

2. 経過的加算額（円未満四捨五入）

$$1,626 \text{円} \times \quad \text{月} - 780,100 \text{円} \times \frac{\quad \text{月}}{\quad \text{月}} = (\quad) \text{円}$$

3. 基本年金額（上記「1 + 2」の額）

() 円

4. 老齢厚生年金の年金額

加給年金額が加算 ので、

() 円

資料

老齢厚生年金の年金額（本来水準の年金額、平成28年度価額）

下記、老齢厚生年金の計算式の () + () + ()

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = (イ) + (ロ)

(イ) 平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(ロ) 平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

) 経過的加算額 = 1,626円 × 被保険者期間の月数

$$- 780,100 \text{円} \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

) 加給年金額 = 390,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、退職後の公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ ~ リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「X社を退職した後における公的医療保険制度への加入については、国民健康保険に加入する、退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する、妻Bさんの健康保険の被扶養者となる、などの選択肢があります。退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、原則として、退職日の翌日から()以内に任意継続被保険者の資格取得を行う必要があります。任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長で()となります。また、Aさんが妻Bさんの健康保険の被扶養者となるためには、Aさんの退職後の年間収入が180万円未満の見込みで、かつ、原則として妻Bさんの年間収入の()未満の見込みであることなどの要件を満たす必要があります」

語句群

イ . 10日 ロ . 14日 ハ . 20日 ニ . 1年間 ホ . 2年間
ヘ . 3年間 ト . 2分の1 チ . 3分の2 リ . 4分の3

《問3》 Aさんは、X社から支給される予定の退職金のうち、1,500万円を活用して老後資金を準備したいと考えている。そこで、Mさんは、諸係数早見表を用いてシミュレーションを行った。下記の係数を用いて、次の問に答えなさい。なお、答はそれぞれ万円未満を四捨五入して万円単位とし、税金や手数料等は考慮しないものとする。

また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

利率（年率）1%の諸係数早見表

期間	年金現価係数	終価係数	減債基金係数	資本回収係数	現価係数
10年	9.4713	1.1046	0.0956	0.1056	0.9053
15年	13.8651	1.1610	0.0621	0.0721	0.8613

(1) 元金1,500万円を、利率（年率）1%で10年間複利運用する場合、10年後の元利合計金額を計算した次の式の空欄 に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

$$1,500\text{万円} \times \text{} = \text{円 () 万円}$$

(2) 上記(1)で求めた金額に資金を上乗せした2,000万円について、15年間にわたって、利率（年率）1%で複利運用しながら、15年間、毎年一定額を取り崩す場合、毎年の取崩し金額の上限となる金額を計算した次の式の空欄 に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

$$2,000\text{万円} \times \text{} = \text{円 () 万円}$$

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（57歳）は、投資信託による資産運用に興味を持ち、X投資信託およびY投資信託について購入を検討している。しかしAさんは、これまで投資信託を購入したことがなく、その仕組み等についてはわからないことが多い。そこでAさんは、X投資信託およびY投資信託の購入について、証券会社に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託およびY投資信託に関する資料等は、以下のとおりである。

X投資信託に関する資料

- ・公募株式投資信託
- ・追加型 / 海外 / 債券
- ・主な投資対象 : 海外の社債等
- ・信託期間 : 無期限
- ・決算日 : 年2回（毎年5月20日および11月20日。休業日の場合は翌営業日）
- ・購入時手数料 : 3.24%（税込）
- ・運用管理費用（信託報酬） : 1.863%（税込）
- ・信託財産留保額 : なし
- ・為替ヘッジ : 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドから選択が可能

Y投資信託に関する資料

- ・公募株式投資信託
- ・追加型 / 国内 / 株式
- ・主な投資対象 : 株主還元積極的に取り組む国内企業の株式
- ・信託期間 : 無期限
- ・決算日 : 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
- ・購入時手数料 : 3.24%（税込）
- ・運用管理費用（信託報酬） : 1.62%（税込）
- ・信託財産留保額 : なし

X投資信託とY投資信託の過去3年間の運用パフォーマンスに関する資料

	X投資信託	Y投資信託
平均収益率	3%	7%
収益率（リターン）の標準偏差（リスク）	2%	4%

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、X投資信託およびY投資信託のパフォーマンス評価について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 _____ 」で示してある。

「無リスク資産利率を1%と仮定した場合、過去3年間の運用パフォーマンスに基づくX投資信託のシャープ・レシオは、(_____)です。一方、Y投資信託のシャープ・レシオは、 _____ です。シャープ・レシオの値が大きいほど、取ったリスクに対して大きなリターンを得たこととなります。このため、X投資信託とY投資信託を比較した場合、シャープ・レシオについては(_____)投資信託のほうが過去のパフォーマンスは優れていたといえます。

また、仮にX投資信託を60%、Y投資信託を40%の比率で組み入れたポートフォリオを組成した場合、過去3年間の平均収益率を期待収益率とすると、このポートフォリオの期待収益率は(_____)%です」

語句群					
イ . 1.0	ロ . 1.5	ハ . 2.0	ニ . 4.6	ホ . 5.4	ヘ . 10.0
ト . X	チ . Y				

《問5》 X投資信託およびY投資信託についてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「将来的に円高を予想するときは、X投資信託において、為替ヘッジなしのファンドを選択すべきです」

「Aさんは投資信託を保有している期間中、運用管理費用（信託報酬）を負担する必要があります。この運用管理費用（信託報酬）は決算日に前決算日以降の期間分がまとめて控除されるため、決算日の基準価額はその分下がります」

「金融商品取引法において、投資信託の販売資料として目論見書の交付が義務付けられています。目論見書には、投資家に原則としてあらかじめまたは販売と同時に交付しなければならない『交付目論見書』と、投資家の請求に基づき交付される『請求目論見書』があります」

《問6》 Aさんが、下記の 資料 の条件で、特定口座の源泉徴収選択口座を利用してX投資信託を500万口購入し、購入後の最初の収益分配金を受け取った場合に、Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 イ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、この年において、当該特定口座の源泉徴収選択口座を利用した取引は、本問の課税の時点までほかになかったものとする。

資料 X投資信託に関する資料

Aさんが購入した時の基準価額	9,500円(1万口当たり)
課税時の基準価額(分配金落ち後)	9,400円(1万口当たり)
Aさんが最初に受け取った収益分配金の合計額(税引前)	600円(1万口当たり)

「Aさんが受け取った収益分配金のうち、普通分配金は()円(1万口当たり)、元本払戻金(特別分配金)は()円(1万口当たり)です。普通分配金による所得は()所得とされ、分配金受取時に所得税および復興特別所得税と住民税の合計で()%の税率により源泉徴収(特別徴収)されます」

語句群					
イ. 利子	ロ. 配当	ハ. 雑	ニ. 10.147	ホ. 20.315	ヘ. 20.42
ト. 100	チ. 500	リ. 600			

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、妻Bさん（48歳）および長女Cさん（22歳）との3人家族である。Aさんは平成28年6月に住宅ローン（銀行借入金）を利用して新築マンションを取得している。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 会社員
- ・ 妻Bさん : 平成28年中にパートにより給与収入80万円を得ている。
- ・ 長女Cさん : 大学4年生。平成28年中にアルバイトにより給与収入20万円を得ている。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料

- ・ 給与収入の金額 : 830万円
- ・ 課税総所得金額 : 422万2,000円

Aさんが取得した住宅および借入金の概要

- ・ 住宅（新築マンション。Aさんの名義）を平成28年6月に取得し居住している。
- ・ 家屋の床面積 : 60㎡
- ・ 敷地権を含む家屋の取得価額 : 4,800万円
（この取得価額には家屋売買代金に対する消費税（8%）相当額等288万円が含まれる）
- ・ 資金調達 : 自己資金 : 1,600万円
銀行借入金 : 3,200万円（20年の割賦償還。平成28年の年末残高は3,130万円）
- ・ 取得した住宅は認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。
妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成28年分の所得税の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、所得税の基礎控除の適用を受けることができる。

妻Bさんの合計所得金額は38万円を超えているため、Aさんは妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることはできないが、配偶者特別控除の適用を受けることができる。

長女Cさんの合計所得金額は38万円以下であるため、Aさんは長女Cさんについて63万円の扶養控除の適用を受けることができる。

《問8》 所得税における住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

住宅借入金等特別控除は、住宅ローン等を利用して居住用住宅の新築、取得または増改築等をし、自己の居住の用に供した場合で一定の要件を満たすとき、借入金等の年末残高を基として計算した金額をその年分以後の各年分の所得税額から控除するものであり、その主な適用要件は、以下のとおりである。

- ・新築または取得の日から()以内に居住の用に供し、原則として適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいること
- ・適用を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること
- ・新築または取得をした住宅の床面積が() m^2 以上であり、床面積の()の部分がもっぱら自己の居住の用に供するものであること
- ・借入金等は、新築または取得のための一定の借入金等で、()年以上にわたり分割して返済する方法になっているものであること

語句群

イ．3カ月 ロ．4カ月 ハ．6カ月 ニ．10 ホ．20 ヘ．30
ト．40 チ．50 リ．3分の1以上 又．2分の1以上 ル．全部

《問9》 Aさんの平成28年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合の申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

(a) 総所得金額		() 円
社会保険料控除	: 円	
生命保険料控除	: 円	
地震保険料控除	: 円	
配偶者控除・配偶者特別控除	: 円	
基礎控除	: 円	
⋮		⋮
(b) 所得控除の額の合計額		円
(c) 課税総所得金額		4,222,000円
(d) 算出税額 (c に対する所得税額)		() 円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)		() 円
(f) 差引所得税額 (基準所得税額)		円
(g) 復興特別所得税額		円
(h) 所得税および復興特別所得税額		円
(i) 所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額		円
(j) 所得税および復興特別所得税の申告納税額または還付税額		円

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180 ~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360 ~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660 ~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000 ~ 1,200	収入金額 × 5% + 170万円
1,200 ~	230万円

所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下	%	万円
195	5	
195 ~ 330	10	9.75
330 ~ 695	20	42.75
695 ~ 900	23	63.6
900 ~ 1,800	33	153.6
1,800 ~ 4,000	40	279.6
4,000 ~	45	479.6

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（55歳）は甲土地上に賃貸アパートを所有し経営している。Aさんの賃貸アパートは、木造で老朽化し建替え時期にきているため、この際、取り壊して更地にして売却するか、耐震構造のアパートに建て替えて収益性の向上を図り、管理は不動産管理会社に委託することを検討中である。

甲土地および賃貸アパートに関する資料は以下のとおりである。

現在の甲土地および賃貸アパートの概要

物件	面積	年間賃料	備考
土地	400m ²		路線価 m ² 当たり25万円
建物	480m ²	960万円	昭和50年にAさんの父が建築(旧耐震基準)し現在Aさんが保有している。2階建て8戸。
駐車場	160m ²	140万円	8台分

建替え工事見積書

工事等	費用概算	備考
建築工事費	1億5,800万円	本体工事、付帯工事費合計
税金・諸費用	1,200万円	建物解体費用、登録免許税ほか
所要資金	1億7,000万円	所要資金のうち5,000万円を、銀行から固定金利2%・期間15年で借り入れる予定

建替え効果

建替えにより、賃料収入はかなり増加するが、借入金の返済負担と、管理を不動産管理会社に委託した場合に支払う報酬の負担が生じる。このほか、減価償却を経費処理することによる税額軽減メリットなども併せて考慮した場合、工事見積書の内容から判定すると、賃料収入（年間手取りベース）は現在と変わらない見込みである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 宅地建物取引業者との関わりについての次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが自らアパートの賃借人を募集し、建物賃貸借契約を締結することは、宅地建物取引業に該当しないため、宅地建物取引業の免許を取得する必要はない。

Aさんが宅地建物取引業者にアパートの賃貸の媒介を委託する場合、その媒介に係る報酬については売買の媒介とは異なり宅地建物取引業法等に報酬額の限度の規定がないため、事後に想定外に高額の請求を受けることがあることに注意しなければならない。

国土交通大臣および都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿をその閲覧所に備え、請求があった時は、一般の閲覧に供しなければならないが、この名簿には、業務停止処分を受けたことがある業者については、処分の内容等も記載されている。

《問11》 賃貸アパートを建て替える場合、賃借人、請負人との間の留意点に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、本問の普通借家契約とは、借地借家法における建物賃貸借契約のうち、定期借家契約以外の契約をいう。

賃貸アパート（賃借人と普通借家契約を締結している）を建て替えるには、賃貸物件を明け渡してもらう必要があるが、賃借人から普通借家契約更新の依頼があった場合、家主が更新を拒絶するためには、借地借家法で定める正当事由が必要である。普通借家契約を締結している賃借人から賃貸物件を明け渡してもらうためには、借地借家法で定める正当事由を補強するために、家主は立退料を支払うなどの財産上の給付を申し出て交渉することが必要な場合がある。

新築住宅の工事請負業者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律により、引渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要部分について瑕疵担保責任を負う義務がある。

《問12》 Aさんは、借入人の明け渡し完了により、平成28年中にアパートを取り壊し甲土地を更地にして売却することにした。この場合における所得税、復興特別所得税および住民税の合計額を、下記の 甲土地を更地で売却する場合の資料 を基に、下記の1.～4.の順序で算出した 〃 に入る数値を解答用紙に記入しなさい。解答にあたっては、円単位で表示すること。

甲土地を更地で売却する場合の資料

- ・譲渡価額は、1億2,000万円である。
- ・賃貸アパートおよび敷地は10年前に父から相続したもので、土地の取得価額等は不明である。
- ・Aさんが支払った譲渡費用は次のとおりである。
立退き料 500万円、建物の取壊し費用 600万円、土地の売買媒介（仲介）手数料 300万円

計算の順序

1. 土地の概算取得費 :()円
2. 譲渡費用 :()円
3. 譲渡益 :()円
4. 税額（所得税、復興特別所得税および住民税の合計額を算出すること）
 :()円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

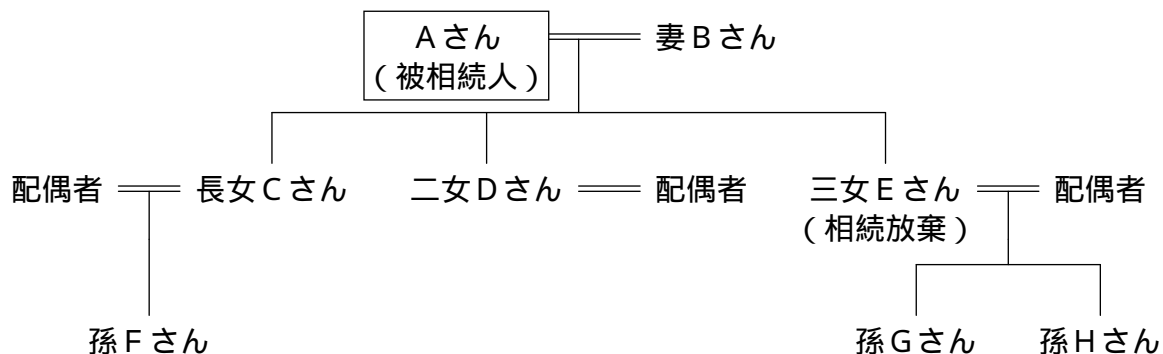
《設 例》

Aさんは平成28年8月に病気により73歳で死亡した。Aさんには妻Bさん（68歳）との間に長女Cさん（45歳）、二女Dさん（40歳）および三女Eさん（38歳）の3人の子がいる。Aさん夫妻は二女Dさんの家族と同居をしていた。Aさんは、この自宅の敷地および建物を平成27年8月に妻Bさんに贈与しており、妻Bさんは、この贈与について「贈与税の配偶者控除」の適用を受けている。また、三女Eさんは、5年前にEさんの配偶者が事業を始めた際にAさんから開業資金として現金の贈与を受けているため、相続を放棄する予定である。

なお、Aさんは遺言を作成していなかったため、遺産分割について相続人で協議を行う必要がある。

Aさんの親族関係図は以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 相続開始後の手続に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

）三女Eさんは相続を放棄する予定であるが、相続の放棄をするためには、自己のために相続の開始があったことを知った時から原則として（ ）以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。この場合、三女Eさんの子である孫Gさんおよび孫Hさんは代襲相続人と（ ）。

）相続財産の分割方法には、一般に、指定分割、協議分割、調停分割および審判分割があるが、相続税の申告義務を有する者は、遺産が分割されたか否かにかかわらず、原則として相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ）以内に相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

語句群

イ．2カ月	ロ．3カ月	ハ．4カ月	ニ．6カ月	ホ．8カ月
ヘ．10カ月	ト．1年	チ．なる	リ．ならない	

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんが相続によりAさんの財産を取得した場合、「贈与税の配偶者控除」の適用を受けて取得した自宅の敷地および建物については、相続開始前3年以内の贈与に該当するので、その受贈財産の相続時の価額のすべてが相続税の課税価格に加算される。

三女Eさんが家庭裁判所に相続の放棄を申述し受理された場合は、放棄を撤回することはできない。

Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額に妻Bさんの法定相続分を乗じた金額が仮に1億4,000万円を超える場合、妻Bさんが「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定を受けることができるときであっても、納付すべき相続税額が算出される。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)が2億7,000万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、三女Eさんは所定の手続によりAさんの相続を放棄するものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額	2億7,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
長女Cさん	()万円
⋮	⋮
相続税の総額	()万円

相続税の速算表 (一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円